

# 国頭村一般介護予防事業業務委託に係るプロポーザル実施要項

## 1. 目的

国頭村一般介護予防事業業務(以下「本業務」という。)は、高齢者へ介護予防講話や運動機能を維持・向上するための機能向上プログラムを実施し、心身機能の改善と日常生活の活動を高め、生きがいや社会参加等QOL向上を目指して行うものであり、この要項は本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募等について必要な事項を定めるものである。

## 2. 委託業務概要

- (1)名称：国頭村一般介護予防事業業務委託
- (2)履行機関：令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- (3)履行場所：国頭村立保健センター又は公民館等
- (4)委託上限額：5,500,000円(税込み価格)
- (5)委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

## 3. 担当部署

〒905-1495 沖縄県国頭村字辺土名121番地

担当：金城 理絵

電話：0980-41-2765

FAX：0980-41-2910

メール：rie-k@vill.kunigami.lg.jp

## 4. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の資格要件を取り消すこととする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (3)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5)国頭村から指名停止を受けている期間でないこと。
- (6)個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び国頭村税(①村県民税(特別徴収・普通徴収)②法人税③固定資産税)を滞納していないこと。

- (7) 沖縄県内に本社または事業所を有し、実際に本業務の運営主体となる法人であること。
- (8) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備され、本実施要項や別添仕様書等に記載された内容を遵守できる者であること。

## 5. プロポーザルに関する手続き

### (1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期間
案件公表(公告)	令和8年3月23(月)
参加表明書の提出期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月10日(金) 午後5時必着
質問書の受付期間	
参加資格確認結果通知	令和8年4月15日(水)
質問の回答	
企画提案書類の提出期間	令和8年4月15日(水)～令和8年4月21日(火)午後5時
結果通知	令和8年4月27日(月)
契約予定時期	令和8年5月1日(金)予定

### (2) 配布資料

- ① 実施要領(別紙)
- ② 仕様書(別紙)
- ③ 参加表明書(別紙様式2)
- ④ 質問書(別紙様式4)

※様式等の取得応募に必要な書類については、国頭村のホームページからのダウンロードにより入手すること

### (3) 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加にあたっては、下記のとおり参加表明手続きを行い、参加の意思表示を行ってください。なお、期限内に参加表明手続きを行わない者は、本プロポーザルに参加することはできません。

#### ① 提出書類 (各1部)

- ア 参加表明書 (様式2)
- イ 商業登記簿謄本 (全部事項証明書 コピー可)
- ウ 国税および地方税に滞納がないことを証明する証明書  
(過去1年分) (3ヶ月以内のもの)

② 提出期限： 令和8年3月23日(月)～4月10日(金) 午後5時まで郵送の場合、必着のこと

③ 提出場所：「3 担当部署」に同じ

④ 提出方法

※持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。

※担当課窓口による受付は、午前8時30分から午後5時までの間(土・日・祝日を除く)

#### (4)参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

①交付日：令和8年4月15日(水)

②交付方法：電子メールにて写しを送付

#### (5)質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合、質問書(別紙様式4)を作成し「3 担当部署」へ電子メールにて提出してください。なお電子メール以外の手段による質問は受け付けません。但し、本件に関する質問は参加表明手続きをした者に限る。

①受付期間

令和8年3月23日(月)～令和8年4月10日(金)午後5時まで

②回答方法：すべての質問と回答について、参加者全員に電子メールにて、回答書を送付。

③回答日：令和8年4月15日(水)

#### (6)企画提案書類の提出

①提出書類

下記のア～ウまでの書類をまとめたものを5部(正1部, 副4部)提出すること。様式については任意とするが、規格はA4判作成すること。また、副本については企業名は伏せること。

ア 企画提案書

(業務の実施体制)

- ・本事業に類する事業の実施実績(実績がある場合に記入)
- ・業務の実施体制
- ・業務実施責任者の知識、経験、資格等

(業務実施計画)

- ・地域リハビリ提案
- ・その他提案(御社の独自性による提案等)

イ 見積書

※積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

なお、契約候補者に選定された場合、当該見積金額が本額を確約するものではありません。

ウ 会社概要

※従業員数・売上高・資本金等についての数値は直近のものを記載し、また、本委託業務を実際に担当する組織、担当者の位置づけを明確にすること。

②提出期限：令和8年4月15日(水)～令和8年4月21日(火)午後5時まで

※郵送の場合、必着とする。

※提出先及び提出方法は、参加表明手続きと同様とする。

## 6. 審査に関する事項

本プロポーザルでは、国頭村に設置する「プロポーザル審査委員会」において、審査を行う。

①本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類による評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

②本プロポーザルの評価検討は、村が別に定める「国頭村一般介護予防事業業務委託に係る選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

③評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの中から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点の者があった場合は、委員会で協議の上、最優秀提案者を決定する。

④最低基準点は50点×委員数とする。

⑤提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。

⑥最終結果については、参加した全ての者に通知する。

⑦評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 7. 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載がある場合

②他の参加者の応募を妨害した場合。

③委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

④本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合

⑤契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合

⑥その他本実施要項に違反した場合

## 8. 契約事項

①最優秀提案者に選定された者に対して、本業務の委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。

②優先交渉権が与えられた者(以下「優先交渉者」という。)が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。

③最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。

④契約及び手続きは国頭村規約規則によるものとする。

## 9.その他

①応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

②本村が受領した提出書類については、返却しない。

③提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。

④審査結果については企画提案方式参加業者すべてに連絡するものとする。

なお、提出された企画提案書等については、国頭村情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。

⑤1事業所当たりの企画提案は、1件までとする。

⑥審査内容及び審査経過については、公開しないものとする。

⑦審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けないとする。

### 【問合せ先】

国頭村福祉課及び国頭村地域包括支援センター

住所：〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名121番地

電話番号：0980-41-2765

メールアドレス：rie-k@vill.kunigami.lg.jp